

組合員の資格得喪の通知書 (法 43.則 33)

下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 4年 2月 10日

現資格者	住所 庄内町余目字上梵天塚15 氏名 最上 太郎 (印) 電話番号 43-2255
新資格者	住所 鶴岡市藤の花1丁目100-200 フリガナ ノジクミアイハウス 農事組合法人 トリームファーム京田川 (印) 氏名 農事組合法人 トリームファーム京田川 生年月日 T S H 年 月 日 性別 男 女 電話番号 0235-31-7777

最上川土地改良区
理事長 田澤 伸一 殿

受付	処理	確認

1. 資格得喪の対象の土地(その1)

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²	土地所有者		附記
							農家番号	氏名	
庄内	余目	朝丸	1	田	田	1,000	ZZ00100	最上 太郎	1
〃	〃	〃	2	〃	〃	3,000	〃	〃	2
〃	〃	〃	3	〃	〃	2,500	〃	〃	3
〃	〃	〃	4	〃	〃	1,500	〃	〃	4
									5
									6
									7
									8
									9
計						4 筆	8,000 m ²		

2. 資格得喪の原因 (□欄にチェックし、事由を○又は記入して下さい)

原因 : 耕作権の移転(農地中間管理事業等・小作地の返還・交換・その他)
 その他 ()

3. 賦課金納入誓約書

誓約書 (土地所有権者)	
このたび、上記組合員の資格得喪にあたり、新資格者となる組合員(法人)が賦課金等を滞納した場合、新資格者である組合員(法人)と土地所有権者は連帯してその責任を果たします。	
住所	庄内町余目字上梵天塚15
氏名	最上 太郎 (印)